

■提出書類（申請書に添付する書類）について

基本的には直接ご来庁、ご持参での申請をお願いしております。職員が不在の場合もございますので、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

※下記の添付書類と併せて、申請書は【2通】必要です。（添付書類は1セットで可。①②は複写不可。）

	提出書類	入手先	注意事項等
①	被相続人の除票住民票（戸籍の除籍謄本ではありません） ※被相続人が相続の直前まで家屋に居住していたことを確認します。	役場戸籍保険課	・複写不可 ・被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後に別の老人ホーム等に転居していた場合は戸籍の附票の写しも含む。
②	当該家屋の取り壊し、除却又は滅失時の相続人の住民票 ※相続直前に、被相続人以外の居住者がいなかったことを確認します。	住所地の市区町村窓口等	・複写不可 ・当該家屋の取り壊し日以降の日付で取得（【様式1-1】の場合は敷地の譲渡日以降の日付） ・被相続人の死亡日以降に、相続人が転居している場合、以前からの住所地がわかる「戸籍の附票」の提出が必要。 ・相続人が複数いる場合は、相続人全員分の住民票の写しが必要（申請の有無にかかわらず必要）
③	当該家屋の取り壊し、除却又は滅失後の敷地等の売買契約書の写し ※譲渡日を確認します。	仲介不動産業者等	・相続人が売り主となっていること
④	法務局が作成する家屋取り壊し後の閉鎖事項証明書 ※取壊日を確認します。	法務局 除却工事施工業者	◎次のいずれかの書類でも代用可 ・建物滅失登記の登記完了証 ・当該家屋の除却工事にかかる請負契約書の写し ・請求書と領収書の写し（両方必要。また、いずれかに家屋の所在地が正確に記載されていること） ・解体業者の発行する建物取り壊し証明書
⑤	(i)～(iii)の書類のいずれか。 ※事業の用、貸付けの用、居住の用に供されていないことを確認します。		
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	契約をしていた各種会社等	電気、ガス、水道のいずれかひとつ（被相続人の死亡日から家屋の解体日までの期間に、使用中止されていることが確認できるもので、家屋の所在地が正確に記載されていること）の使用中止日がわかる書類 ※ライフラインの解約（中止）の日を確認できる書類が必要となります。契約していた各種会社等へ「契約（解約）状況の分かる書類」と請求してください。
(ii)	宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該空き家は除却又は取り壊しの予定があることを表示して広告していることを証する書面の写し	宅地建物取引業者	・宅地建物取引業者の作成する広告チラシや物件概要書、あるいは、物件概要の記載されたホームページ画面の印刷・不動産流通機構が運営している「Real Estate Information Network System（通称：レインズ）」の物件情報を印刷したもの。 ※【様式1-2】の場合、家屋を既に解体後に、敷地のみ広告したものではありませんため、(i)の書類をご用意ください。
(iii)	その他	(ご相談ください)	・所在市区町村が申請被相続人居住用家屋が「相続の時から取り壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用、又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができる書類 (例) 空き家バンクへの登録、空家台帳
⑥	当該家屋の取り壊し、除却又は滅失の時から当該取り壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の時までの当該家屋の敷地等の使用状況がわかる写真	ご自身で撮影 除却工事施工業者等	・解体後、譲渡日までの期間のもので、更地の状態の写真であること ・撮影日を明記すること（手書き記入可）
⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、以下の(i)から(iii)の書類のすべてが必要です。		
(i)	要介護認定等を受けていたことを明らかにする書類	各認定機関等 福祉施設等	・介護保険の被保険者証の写し ・障害福祉サービス受給者証の写し ・要介護認定、要支援認定等を受けたことを証する書類など
(ii)	施設入所時における契約書の写し等		【入所していた施設が以下の施設であること】 ・介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・介護老人保健施設、介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・障がい者支援施設、共同生活援助を行う施設
(iii)	相続発生直前まで被相続人が当該空き家を一定使用し、かつ、事業等の用に供されていないことを証する書類	契約をしていた各種会社等	・電気、ガス、水道のいずれかひとつ（被相続人の死亡日から家屋の解体日までの期間に、使用中止されていることが確認できるもので、家屋の所在地が正確に記載されていること）の使用中止日がわかる書類 ・老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録など

※【様式1-1】の場合は、上記書類の①②③⑤⑦の書類を提出してください。

※【様式1-2】の場合は、上記書類の①から⑦までのすべての書類を提出してください。

▼相続にあたり、相続人間で遺産分割協議をされている場合は、協議書の写しを提出してください。

▼代理人が申請される場合は、申請書と同じ印鑑が押印された委任状をご提出ください。

★「被相続人居住用家屋確認書」の発行は原則窓口で行います。郵送を希望される場合は、ご相談ください。

<問い合わせ先>

大口町まちづくり部まちづくり推進課（住環境・シティプロモーションG）

▼電話（0587）95-1614 ▼FAX（0587）95-1641

▼E-mail：machidukuri@town.oguchi.lg.jp